

■これまでの本市特別職等の報酬・俸給月額、ボーナス(期末手当)の改定実施時期

	審議会開催日	答申内容	改定実施時期
平成 17 年度	①平成 18 年 1 月 17 日 ②平成 18 年 1 月 27 日	◆報酬・俸給月額を <u>0.5%引下げ</u>	<u>平成 18 年 4 月 1 日（翌年度）</u>
平成 18 年度～26 年度	(省略)	◆据え置き	
平成 27 年度	①平成 27 年 10 月 27 日 ②平成 27 年 11 月 5 日 ③平成 27 年 11 月 10 日	◆報酬・俸給月額を <u>0.3%引上げ</u> ◆期末手当は据え置き	<u>平成 28 年 4 月 1 日（翌年度）</u>
平成28年度～令和元年度	(省略)	◆据え置き	
令和2年度	①令和 2 年 11 月 10 日	◆報酬・俸給月額は据え置き ◆期末手当を <u>0.05 月分引下げ</u>	<u>令和 2 年 12 月 1 日</u>
令和3年度	①令和 3 年 10 月 20 日	◆報酬・俸給月額は据え置き ◆期末手当を <u>0.15 月分引下げ</u>	<u>令和 3 年 12 月 1 日</u>
令和4年度	(省略)	◆据え置き	
令和5年度	①令和 5 年 10 月 30 日 ②令和 5 年 11 月 6 日	◆報酬・俸給月額を <u>0.6%引上げ</u>	<u>令和 6 年 4 月 1 日（翌年度）</u>
		◆期末手当を <u>0.1 月分引上げ</u>	<u>令和 5 年 12 月 1 日</u>

※期末手当月数の改定については、平成 27 年度から審議項目に追加(平成 26 年度までは国の特別職等の改定に準じていたため)

■(参考)本市の令和6年度 一般職の改定実施時期

	改定内容	改定実施時期
俸給月額	◆俸給月額を平均 3.2%引上げ	令和 6 年 4 月 1 日(遡及)
期末・勤勉手当	◆期末手当 0.05 月分、勤勉手当 0.05 月分をそれぞれ引上げ	令和 6 年 12 月 1 日